

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年12月25日 午前9時30分

場 所 三条市役所4階 全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 4号 事業計画変更申請について
- 議第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

- 報告事項
- 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
 - 報第 2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
 - 報第 3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
 - 報第 4号 農地潰廃通報について
 - 報第 5号 作付変更届について
 - 報第 6号 農地法第3条の3第1項の届出について
 - 報第 7号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

農業委員出席委員 17名

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 野崎文夫 委員 | 3番 小川弘樹 委員 |
| 4番 渡邊勝夫 委員 | 5番 田邊敦子 委員 |
| 7番 五十嵐秀一 委員 | 8番 小林茂宏 委員 |
| 9番 坂井浩行 委員 | 10番 原田勝 委員 |
| 11番 渡邊一英 委員 | 12番 廣川哲也 委員 |
| 13番 清野秀作 委員 | 14番 佐藤秀樹 委員 |
| 15番 佐藤一富 委員 | 16番 藤田吉則 委員 |
| 17番 熊倉睦 委員 | 18番 田邊稔 委員 |
| 19番 佐藤裕雄 委員 | |

農業委員欠席委員 2名

- | | |
|-------------|------------|
| 2番 阿部眞佐雄 委員 | 6番 三師満夫 委員 |
|-------------|------------|

推進委員出席委員 18名

- | | |
|----------|--------|
| 飯塚栄三千 委員 | 稲田守 委員 |
|----------|--------|

井上利弥委員	内山清委員
内山敏雄委員	大桃伸之委員
刈屋一夫委員	蒲澤利嗣委員
蒲澤正委員	北澤正之委員
栞原一郎委員	捧幸伸委員
長谷川浄二委員	原田孝一委員
松岡博一委員	吉田精一委員
吉田昇委員	渡邊正委員

推進委員欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事務局長	阿部勝峰
経営基盤係係長	早川実
経営基盤係主任	長谷川義隆
経営基盤係 一般任用職員	味田佐恵子

傍聴人 1名

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時40分 三條新聞社傍聴)

議長（野崎会長）

それでは、これより会議に入りたいと思います。

出席状況につきましては、今ほど報告したとおりでありますので、会議は成立いたします。

なお、議事録署名議員につきましては、定めにより私から指名をいたします。

7番、五十嵐秀一委員、14番、佐藤秀樹委員を指名いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議事に入る前に皆さんにお諮りしたいと思います。議第1号、議第2号及び議第3号に議事参与の制限に該当する方がいらっしゃいますが、三条市農業委員会会議規則第14条ただし書に基づき、皆様の御同意をいただいて議事を進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、御同意をいただきましたので、そのように進めさせていただきます。

早速議事に入りたいと思います。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』御説明をいたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきまして御説明いたします。

2ページを御覧願います。今月の申請は4件で、合計面積3万5,848平米であります。

なお、いずれも先ほど開催されました農地銀行運営委員会で、あっせん委員より報告をいただいた案件であります。

それでは、1ページにお戻りいただき、394番から順に御説明いたします。394番は、長嶺地内の農地5筆、5,089平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり約〇〇〇円であります。

395番は、井栗地内のほかの農地21筆、2万1,252平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

2ページをお願いします。396番は、南中地内の農地2筆、5,892平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり約〇〇〇円であります。

397番は、鹿峠地内の農地1筆、3,615平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり約〇〇〇円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきまして御説明いたします。

68ページを御覧願います。今月の申請は、新規設定65件、面積41万1,845.17平米、再設定85件、面積39万9,168.13平米、合計では150件、面積81万1,013.3平米であります。

それでは、戻りまして3ページの398番から順に説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たりの賃借料につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

398番から419番までの22件は、相対で、それぞれ新規に利用権設定をするものであります。

398番は、東裏館三丁目地内ほかの農地10筆、7,570平米。

399番は、井栗地内ほかの農地13筆、9,948平米。

4ページをお願いします。

400番は、東大崎一丁目地内の農地2筆、4,104平米。

401番は、月岡地内の農地4筆、1,949平米。

402番は、新保地内の農地5筆、3,050平米。

403番は、駒込地内の農地3筆、956平米。

404番は、濁沢地内の農地4筆、8,750平米。

6ページをお願いします。

405番は、森町地内の農地5筆、8,227平米。

406番は、森町地内の農地1筆、1,966平米。

407番は、荒沢地内の農地2筆、3,912平米。

408番は、金子新田地内ほかの農地6筆、1万8,541平米。

409番は、上須頃地内の農地 8 筆、6,554 平米。

8 ページをお願いします。

410番は、福島新田地内ほかの農地 3 筆、3,063 平米。

411番は、吉野屋地内の農地 6 筆、1 万6,655 平米。

412番は、新屋地内の農地 3 筆、2,535 平米。

413番は、新光地内の農地 2 筆、1,632 平米。

414番は、栗林地内の農地 3 筆、2,654 平米。

415番は、井栗地内の農地 1 筆、2,023 平米。

10ページをお願いします。

416番は、柳川新田地内の農地 4 筆、3,632 平米。

417番は、荻島地内の農地 4 筆、2,980 平米。

418番は、福岡地内ほかの農地 8 筆、4,039 平米。

419番は、井栗地内ほかの農地11筆、6,607.31 平米。

以上22件は、相対で、新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

次のページ、420番から462番までの43件は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規に10年間利用権設定をするものであります。

それでは、420番から順に御説明いたします。

420番は、大宮新田地内ほかの農地11筆、1 万6,594 平米。

421番は、鶴田地内の農地 3 筆、5,619 平米。

422番は、上保内地内の農地19筆、6,662.45 平米。

14ページをお願いします。

423番は、下保内地内の農地15筆、1 万3,816 平米。

424番は、東鱒田地内の農地 1 筆、2,974 平米。

425番は、金子新田地内の農地 1 筆、774 平米。

426番は、金子新田地内の農地 1 筆、439 平米。

427番は、金子新田地内の農地 2 筆、3,229 平米。

428番は、袋地内の農地 2 筆、5,998 平米。

16ページを願います。

429番は、吉田地内の農地 7 筆、1 万57 平米。

430番は、代官島地内ほかの農地 4 筆、1,990 平米。

431番は、荻島地内の農地11筆、7,979 平米。

432番は、荻島地内の農地 5 筆、5,152 平米。

433番は、福島新田地内の農地 4 筆、2,950 平米。

18ページをお願いいたします。

434番は、福島新田地内の農地 4 筆、2,021 平米。

435番は、福島新田地内の農地 6 筆、5,063.31 平米。

436番は、福島新田地内の農地 6 筆、1 万1,165 平米。

437番は、福島新田地内ほかの農地13筆、8,737.8 平米。

20ページをお願いします。

438番は、福島新田地内ほかの農地23筆、1万3,556.3平米。

439番は、福島新田地内の農地12筆、2万435平米。

440番は、福島新田地内ほかの農地2筆、3,402平米。

22ページをお願いします。

441番は、福島新田地内ほかの農地21筆、4,808平米。

442番は、福島新田地内ほかの農地11筆、2万820.91平米。

24ページをお願いします。

443番は、福島新田地内ほかの農地14筆、1万9,242平米。

444番は、福島新田地内の農地1筆、1,846平米。

445番は、福島新田地内の農地2筆、6,481平米。

446番は、福島新田地内の農地18筆、3,579.97平米。

26ページをお願いします。

447番は、福島新田地内の農地15筆、5,015.91平米。

448番は、福島新田地内の農地11筆、2,647平米。

449番は、福島新田地内の農地2筆、726平米。

450番は、福島新田地内の農地1筆、700平米。

28ページをお願いします。

451番は、新堀地内の農地3筆、2,048平米。

452番は、若宮新田地内の農地1筆、4,289平米。

453番は、一ツ屋敷新田地内の農地1筆、42平米。

454番は、一ツ屋敷新田地内の農地1筆、522平米。

455番は、戸口地内の農地7筆、1万8,191平米。

456番は、戸口地内の農地1筆、2,421平米。

30ページをお願いします。

457番は、福島新田地内ほかの農地7筆、2万1,116平米。

458番は、福島新田地内ほかの農地17筆、1万5,198平米。

459番は、戸口地内の農地2筆、806平米。

460番は、駒込地内の農地13筆、5,547.21平米。

32ページをお願いします。

461番は、飯田地内の農地1筆、1,955平米。

462番は、飯田地内の農地2筆、3,882平米。

以上43件は、新潟県農林公社が新規に10年間利用権設定をするものであります。

次の463番から68ページの547番までの85件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果を報告を願います。

第2調査部会長は、佐藤代理の隣に着席願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

おはようございます。それでは、第2調査部会の調査結果について御報告いたします。

第2調査部会では、12月22日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と佐藤会長代理出席の下、会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時40分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転4件、新規設定65件、再設定85件、合計件数154件、面積84万6,861.3平米で、書類審査及び事務局からの詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権設定をする案件以外の111件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また新潟県農林公社が利用権設定をする43件につきましても、いずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言を願います。

しばらくにして発言がございませんので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』御説明いた

します。

80ページを御覧願います。今月、意見を求められている案件は、新規設定16件、面積29万497.86平米、利用権移転9件、面積7万7,311.65平米、合計では25件、面積36万7,809.51平米であります。

69ページにお戻りをいただき、1番から順に御説明いたします。

なお、議第2号参考といたしまして、本年11月24日現在の借受け希望者リストを送付させていただいておりますので、併せて御覧をいただきたいと思っております。

それでは、配分計画（案）を御説明いたします。一番左側の番号欄の括弧内に記載しております番号は、先ほど御審議をいただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。

なお、借受人、契約の種類、期間及び10アール当たりの賃借料、受け人の状況につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番は、大宮新田地内ほかの農地14筆、2万2,213平米。

2番は、上保内地内の農地、19筆、6,662.45平米。

70ページをお願いします。

3番は、下保内地内の農地5筆、6,332平米。

4番は、下保内地内の農地4筆、1,819平米。

5番は、下保内地内の農地6筆、5,665平米。

6番は、東鱒田地内の農地1筆、2,974平米。

7番は、金子新田地内の農地4筆、4,442平米。

8番は、袋地内の農地2筆、5,998平米。

9番は、吉田地内ほかの農地7筆、1万577平米。

10番は、代官島地内ほかの農地4筆、1,990平米。

72ページをお願いします。

11番は、荻島地内の農地8筆、5,227平米。

12番は、荻島地内の農地8筆、7,904平米。

13番は、福島新田地内ほかの農地、合計は77ページをお願いいたします。合計204筆、19万7,024.2平米。

14番は、戸口地内の農地2筆、806平米。

15番は、駒込地内の農地13筆、5,547.21平米。

78ページをお願いします。

16番は、飯田地内の農地3筆、5,837平米。

以上16件は、それぞれ記載の借受人に新規に貸付けをしたいとするものでございます。続きまして、利用権移転の案件につきまして御説明いたします。

17番は、平成28年1月の総会におきまして、異議ないものとして、県公告がなされた利用配分計画のうち、記載の西中地内ほかの農地9筆、1万9,518平米について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。

18番は、平成27年11月の総会におきまして、異議ないものとして、県公告がなされま

した利用配分計画のうち、記載の西中地内の農地14筆、2,912.19平米について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。

19番は、平成27年12月の総会におきまして、異議ないものとして、県公告がなされた利用配分計画のうち、記載の東鱒田地内の農地2筆、997.46平米について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。

20番は、平成26年12月の総会におきまして、異議ないものとして、県公告がなされた利用配分計画のうち、記載の福島新田地内ほかの農地10筆、2万2,655平米について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。

21番は、平成28年10月の総会におきまして、異議ないものとして、県公告がなされた利用配分計画のうち、記載の福島新田地内の農地1筆、4,870平米について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。

22番は、平成29年10月の総会におきまして、異議ないものとして、県公告がなされた利用配分計画のうち、記載の東光寺地内ほかの農地5筆、1万5,298平米について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。

23番は、平成30年12月総会におきまして、異議ないものとして、県公告がなされた利用配分計画のうち、記載の東鱒田地内の農地6筆、2,659平米について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。

80ページをお願いします。

24番は、平成31年3月の総会におきまして、異議ないものとして、県公告がなされた利用配分計画のうち、記載の片口地内の農地2筆、2,979平米について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。

25番は、平成31年1月の総会におきまして、異議ないものとして、県公告がなされた利用配分計画のうち、記載の片口地内ほかの農地8筆、5,423平米について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。

以上、9件は、それぞれ記載の借受人に利用権移転したいとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、新規設定16件、利用権移転9件、合計件数25件、面積36万7,809.51平米で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、全件異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、議第2号『農用地利用配分計画(案)に対する意見について』は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、異議ないものと認めることで答申いたします。

議長(野崎会長)

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(阿部事務局長)

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』御説明いたします。

84ページを御覧願います。今月の申請は9件で、合計面積4万1,575平米であります。

81ページにお戻りをお願いします。

32番は、荒町二丁目地内ほかの農地2筆、561平米を譲受人が譲渡人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

33番は、安代地内の農地1筆、336平米を譲受人が譲渡人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約〇〇〇円であります。

34番は、南中地内の農地4筆、5,113平米を譲受人が譲渡人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約〇〇〇円であります。

35番及び36番は、泉新田地内の農地1筆、198平米と、同じく泉新田地内の農地2筆、1,151平米を相対により譲受人、譲渡人が双方の交換により取得するものであります。

82ページをお願いします。

37番は、金子新田地内の農地1筆、65平米を譲受人が譲渡人の要望により、贈与により取得するものであります。

38番は、笹巻地内の農地4筆、3,866平米を譲受人が譲渡人の要望により、贈与により取得するものであります。

39番は、葎谷地内の農地5筆、6,210平米を譲受人が譲渡人の要望により、贈与により取得するものであります。

40番は、曲渕三丁目地内ほかの農地55筆、2万4,075平米を譲渡人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定をするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長(野崎会長)

しばらくの間休憩にいたします。

(午前10時02分から午前10時04分まで休憩)

議長(野崎会長)

休憩を閉じ、会議を再開します。

議長(野崎会長)

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長(4番渡邊勝夫委員)

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの3件、贈与によるもの3件、交換によるもの2件、使用貸借によるもの1件、合計件数9件、面積4万1,575平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲受人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長(野崎会長)

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(阿部事務局長)

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』御説明いたします。

85ページを御覧願います。今月の申請は2件で、合計面積815平米であります。

19番は、月岡地内の農地2筆、238平米を売買により取得し、既存の宅地9.82平米と一体で住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇〇円あります。場所につきましては、月岡小学校東側800メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の90番で農地法第5条の許可申請がなされております。

20番は、上須頃地内の農地2筆、577平米を売買により取得し、資材置場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり〇〇〇円であります。場所につきましては、三条看護・医療・歯科衛生専門学校南側80メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号91番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第4号『事業計画変更申請について』は、合計件数2件、面積815平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言をお願いいたします。

御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

87ページを御覧願います。今月の申請は9件で、合計面積5,806.8平米であります。

86ページにお戻りをお願いします。

90番、91番は、先ほど御審議をいただきました議第4号『事業計画変更申請について』

の19番、20番で御説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

92番は、東新保地内の農地3筆、2,218平米を売買により取得し、宅地分譲10区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、JR三条駅北側200メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

93番は、金子新田地内の農地2筆、224平米を賃貸借権の設定により、既存宅地860.61平米と一体利用し、工場1棟及び駐車場12台の用地として利用したいものです。場所につきましては、国道8号猪子場新田交差点東側480メートル付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

94番は、尾崎地内の農地1筆、1,682平米を売買により取得し、既存宅地708平米と一体利用し、作業場兼倉庫2棟及び駐車場12台ほかの用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、共栄鍛工所本社工場南側200メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

95番は、帯織地内の農地1筆、32.5平米を使用貸借権の設定により、サンワコムシステムエンジニアリング株式会社が行う携帯電話用基地局新設工事に伴う資材置場、作業場の用地として、許可の日から令和3年5月31日まで一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、JR帯織駅南側200メートル付近で、農振農用地区域内の農地ではありますが、工事に伴う一時転用であり、他の土地での代替性がなく、やむを得ないと判断されます。

96番は、本年7月の総会におきまして、農振農用地区域からの除外について、やむを得ないものとして認めた案件であります。上大浦地内の農地3筆、353.21平米を使用貸借権の設定により、既存の宅地73.06平米と一体で、住宅1棟、駐車場4台及び通路の用地として利用したいものです。場所につきましては、国道290号、高屋敷交差点西側280メートル付近で、10ヘクタール以上の集団の農地であることから、農用地区分は第1種農地と判断されます。

なお、転用の目的が集落に居住する者の子の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、第1種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

97番は、南五百川地内の農地1筆、117.09平米を使用貸借権の設定により、サンワコムシステムエンジニアリング株式会社が行う携帯電話用基地局新設工事に伴う資材置場、作業場の用地として、許可の日から令和3年5月31日まで一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、いい湯らてい南東250メートル付近で、農振農用地区域内の農地ではありますが、工事に伴う一時転用であり、他の土地での代替性がなく、やむを得ないと判断されます。

98番は、本年7月の総会におきまして、農振農用地区域からの除外について、やむを得ないものとして認めた案件であります。北五百川地内の農地1筆、365平米を使用貸借

権の設定により、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、いい湯らてい東側350メートル付近で、中山間地等の小集団の低生産性農地であることから、農用地区分は第2種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告をお願いします。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数9件、面積5,806.8平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言をお願いします。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りしたいと思います。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可とすることといたします。

なお、渡邊勝夫委員におかれましては大変御苦労さまでした。自席へお戻りいただきたいと思ひます。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号から報第7号まで、続けて事務局より報告をお願いします。

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がございましたら御発言をいただきたいと思います。

5番、田邊委員。

5番（田邊敦子委員）

5番、田邊です。報第3号の88番、1番と2番なんですけれども、簡潔に言うと地番が同じになっている。その意味を教えてくださいたいのですが。

議長（野崎会長）

事務局長。

事務局（阿部事務局長）

お答えします。

本件につきましては、同じ土地について、間にいがた南蒲農業協同組合を介して利用権設定をされています。最終的には森山さんの土地を小野さんに貸すという、貸付けの状態なんですけれども、間にJA南蒲さんが入りまして、契約としては2件カウントされております。なので、解約するときも森山さんとJA南蒲さんの貸付契約と、いがた南蒲農業協同組合さんと小野さんの貸付契約のそれぞれの解約として議案に報告として上げている内容になります。

以上です。

議長（野崎会長）

よろしいですか。

5番（田邊敦子委員）

はい。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

御質問がございませんので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

続きまして、農政対策部会の開催案内をお願いいたします。

農政対策部会長、10番、原田勝委員。

農政対策部会長（10番原田 勝委員）

10番、原田です。農政対策部会では、来年度の1月20日午後1時半より厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員の出席をお願いいたします。

なお、案件につきましては、18日に開催いたしました農政対策部会に引き続き、『令和3年度農作業賃金・機械作業料金について』であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第1調査部会長、11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

11番、渡邊です。来月は、第1調査部会の当番でございます。1月25日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いします。

議長（野崎会長）

続きまして、来月の総会は29日午前9時半から開会を予定しております。

（挨拶 略）

それでは、長時間にわたって審議をいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会をいたします。

午前10時30分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 7 番）

議事録署名委員（ 1 4 番）
